

公益社団法人相模原市シルバー人材センター
役員報酬及び費用弁償に関する規程

(昭和63年4月1日制定)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人相模原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員報酬等及び費用（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者で、原則週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、次号に定める費用を除くものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターの役員は、無報酬とする。ただし、理事長、副理事長（以下「理事長等（非常勤）」という。）若しくは公認会計士又は税理士の資格を有する監事（以下「監事（非常勤）」という。）及び常勤の役員には、報酬等を支給することができる。

2 理事長等（非常勤）及び常勤役員の報酬は、月額とし、監事（非常勤）の報酬は日額とする。ただし、センター職員就業規則及び特別職嘱託職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）の適用を受ける職を兼ねる常勤役員（以下「兼務常勤役員」という。）は、職員就業規則を適用し、支給することができる。

3 理事長等（非常勤）、監事（非常勤）及び常勤役員には、退職手当は支給しない。ただし、職員就業規則の適用を受ける兼務常勤役員については、退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 理事長等（非常勤）の報酬月額は、別表1「理事長等（非常勤）の報酬月額」に定める額とし、監事（非常勤）の報酬月額は、別表1「監事（非

常勤)の報酬日額」に定める額として、理事長が理事会の承認を得て、総会で決定する。

2 常勤役員の報酬月額、別表2「常勤役員の報酬月額」に定める額の範囲内とし、理事長が理事会の承認を得て、総会で決定する。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第5条 理事長等(非常勤)の報酬は、月額をもって支給し、支給日は翌月の10日までとする。

また、常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程第4条第1項の規程を準用するものとする。

2 監事(非常勤)の報酬は、日額をもって支給し、支給日は翌月の10日までとする。

3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 センターは、役員が職務の遂行に伴い発生した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについてはあらかじめ概算払いによることができるものとする。

2 費用の額は、別表3により予算の範囲内において支給する。なお、支給日は翌月の10日までに本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

ただし、センター兼務常勤役員及び相模原市一般職の職員から就任した役員には支給しない。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 理事長等(非常勤)の報酬月額及び監事(非常勤)の報酬日額

理事長	月 額	52,000円	副理事長	月 額	24,000円
監事(公認会計士又は税理士)	日 額	6,000円			

別表2 常勤役員の報酬月額

常勤役員の報酬月額は、385,000円までの範囲内とする。

別表3 役員の費用等（会議及び職務執行に従事した都度1回につき。）

理事 1回当たり 4,000円以内の範囲内（ただし、交通費等含む。）

監事 1回当たり 4,000円以内の範囲内（ただし、交通費等含む。）

また、役員はセンターの職務を遂行するため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給することができる。

なお、旅費の額及び支給方法は、センター職員旅費規程に準じ、支給するものとする。

附 則

この規程は、昭和63年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成元年4月28日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年2月13日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年8月29日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項及び第2項の規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年6月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年5月30日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年5月30日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。